

○所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成15年12月19日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項の規定により、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(処分等に関する手続)

第10条 指定管理者は、公の施設の管理に当たっては、所沢市行政手続条例（平成11

年条例第3号)の趣旨にのっとり、処分等に関する手続に関し、必要な事項を定めなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第11条 第3条に規定する指定管理者の候補者の選定等を公平かつ適正に行うため、次に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- (1) 所沢市市民部指定管理者選定委員会
- (2) 所沢市福祉部指定管理者選定委員会
- (3) 所沢市こども未来部指定管理者選定委員会
- (4) 所沢市健康推進部指定管理者選定委員会
- (5) 所沢市産業経済部指定管理者選定委員会
- (6) 所沢市教育委員会指定管理者選定委員会

2 前項の規定にかかわらず、所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例(平成29年条例第 号)に基づく所沢市民間資金等活用事業選定委員会において指定管理者の候補者の選定を行うときは、選定委員会を置かないことができる。

(審議事項)

第12条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し、管理業務の停止等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第13条 選定委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第14条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第15条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第16条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の役員又はこれに準ずる者であるときは、当該法人その他の団体に係る議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第17条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、選定委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第19条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第7条までの規定及び第13条第2項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第2条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。